

出荷制限指示後の管理の考え方

コイ（養殖を除く。以下、同じ。）及びフナ（養殖を除く。以下、同じ。）については、福島県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、コイについて出荷制限が指示された檜原湖、小野川湖、秋元湖及びこれらの湖に流入する河川、長瀬川（酸川との合流地点から上流の部分に限る。）、また、阿賀川本流及び支流（金川発電所、大川ダム及び片門ダムの下流に限る。）、フナについて出荷制限が指示された檜原湖、小野川湖、秋元湖及びこれらの湖に流入する河川、長瀬川（酸川との合流地点から上流の部分に限る。）、また、阿賀川本流及び支流（金川発電所、大川ダム及び片門ダムの下流に限る。）及び真野川（支流を含む）においては、①所属組合員にコイ及びフナを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、コイ及びフナを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川及び湖で、コイ及びフナを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

県は、関係事業者等に対し、出荷制限が指示されているコイ及びフナを扱わないこと、産地等を確認の上、適切な表示により、流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。